

## 国保料(税)の低所得の減免制度実施状況

(2021年愛知自治体キャラバンまとめ)

市町村名	実施	減免要件	一般会計繰入	件数		金額	
				2019年度	2020年度	2019年度	2020年度
合計		低所得者減免実施市町村数:25(46%)		182,824	206,465	1,339,251,947	1,416,686,975
1	名古屋市	○	○	68,196	93,585	201,682,610	261,479,112
2	豊橋市	○	○	22,006	20,863	187,495,438	178,685,862
3	岡崎市	○	○	14,001	13,614	150,850,780	145,116,890
4	一宮市	○	○	38,752	37,777	447,605,000	436,931,000
5	瀬戸市	×					
6	半田市	○	×	11	5	276,700	83,600
7	春日井市	○	×	27	15	1,200,000	1,224,000
8	豊川市	○	○	7,366	7,108	49,804,100	49,128,800
9	津島市	○	○	1,877	1,880	14,435,100	13,512,200
10	碧南市	○	○	1,073	994	5,998,100	5,880,300
11	刈谷市	○	○	98	84	1,943,075	1,703,045
12	豊田市	○	○	44	54	1,118,100	1,490,900
13	安城市	○	○	46	27	348,200	194,000
14	西尾市	○	×	4,566	3,726	30,350,500	29,419,000
15	蒲郡市	○	×	1,753	1,720	8,491,222	8,476,362
16	犬山市	×					
17	常滑市	×					
18	江南市	×	×				
19	小牧市	×					
20	稲沢市	×					
21	新城市	○	○	3,193	3,820	127,077,151	139,845,913
22	東海市	×					
23	大府市	×	×				

市町村名	実施	減免要件	一般会計繰入	件数		金額		
				2019年度	2020年度	2019年度	2020年度	
24	知多市	×						
25	知立市	○	平成26年度から資産割を廃止したことにより、均等割・平等割が増額となりました。このため激変緩和措置として、当面の間、法定軽減摘要世帯を対象に法定軽減後の均等割額からさらに10%の軽減を行っています。	○	5,201	5,066	9,355,541	9,033,207
26	尾張旭市	×						
27	高浜市	×	×					
28	岩倉市	×						
29	豊明市	○	納税義務者が障害者、寡婦又はひとり親、母子・父子家庭医療費受給者 前年中の総所得金額が200万円以下一年税額の20/100減免	○	19	16	491,300	505,100
30	日進市	○	平等割及び均等割保険税の7割・5割・2割軽減対象者について、それぞれ0.5割を加算して 保険税を軽減しています	○	3,958	3,870	16,899,000	16,430,000
31	田原市	○	7・5・2割軽減世帯で、均等割及び平等割のみ課税される場合並びに世帯の総所得金額等が310万円以下の場合、均等割・平等割を1割減免 7・5・2割軽減に該当しない世帯で、均等割及び平等割のみ課税される場合並びに市民税非課税世帯かつ世帯の総所得金額が135万円以下の場合、均等割・平等割を3割減免	○	3,446	5,225	36,821,210	68,268,400
32	愛西市	×						
33	清須市	×						
34	北名古屋	○	7・5・2割(法定軽減)に該当する世帯に対し、軽減後の均等割・平等割の20/100を減額	○	5,649	5,495	32,990,400	33,841,500
35	弥富市	○	申請した月までの3ヶ月間の生活保護制度の保護受給中に認定される世帯の平均収入充当額から勤労収入額の1割(月額13,400円を限度とする)を控除した額が生活保護法による保護の基準に基づき算出した最低生活費の100分の110以下と認められ、かつ生活費に処分できる財産がないもの 所得割額・均等割額・平等割額の100分の50に相当する額	○	0	0	0	0
36	みよし市	×						
37	あま市	×						
38	長久手市	○	世帯主及び国保加入者の総所得金額等の合計が220万円以下の世帯(7・5・2割軽減がかかる世帯は除く)が対象となります	○	1,056	1,045	11,481,400	12,423,900
39	東郷町	×						
40	豊山町	×						
41	大口町	×						
42	扶桑町	×	×					
43	大治町	×						
44	蟹江町	○	世帯主及び世帯に属する被保険者が失業または、その事業を廃止し、若しくは休止したことなどの事情により、生活が困難となった場合であつて、当該年の所得見込額が前年の総所得金額の2分の1以下に減少すると認められる場合。世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年中の合計所得の金額により、減免申請日以後に到来する当該年度納期分のうちの所得割額の全部、100分の75、100分の50が減免となる。障害者医療費、母子・父子家庭医療費、精神障害者医療費の受給者証の交付を受けている被保険者は、本人申請いただくことなく、均等割額の100分の50が減免となる	○	475	463	2,362,620	2,763,684
45	飛島村	×						
46	阿久比町	×						
47	東浦町	○	国民健康保険税条例 施行規則第3条(保険税減免)のとおり	○	0	2	0	114,500
48	南知多町	×						
49	美浜町	×						
50	武豊町	×						
51	幸田町	○	町民税が非課税の世帯、就学援助または児童扶養手当の支給を受けている被保険者を含む世帯	×	11	11	174,400	135,700
52	設楽町	×						
53	東栄町	×						
54	豊根村	×						